

仕 様 書

- 1 件 名：北熊本（R3）空調機借上
 2 使用場所：熊本市北区八景水谷2丁目17-1 陸上自衛隊北熊本駐屯地
 39号建物、590号建物、640号建物

3 契約期間等：

- (1) 契約期間：契約締結時～令和3年10月15日（金）まで
 (2) 物件の使用期間：契約締結時から直ちに～同年9月30日（木）
 (3) 物件の撤去期間：令和3年10月1日（金）～同年10月15日（金）まで
 （設置・撤去については、発注者と協議のうえ作業を行うこと。）

4 役務内容：建物室内冷房用として、空調機の借上・据付を実施しするもの

実 施 項 目	規 格	数 量	備 考
1 空調機借上			
(1) 39号建物	壁掛形エアコン 1.3馬力	2 台	
	壁掛型エアコン 2.0馬力	1 台	
	壁掛型エアコン 3.0馬力	1 台	
	壁掛型エアコン 5.0馬力	2 台	
(2) 590号建物	壁掛型エアコン 1.0馬力	2 台	
	壁掛型エアコン 1.3馬力	1 台	
	壁掛型エアコン 2.0馬力	3 台	
	壁掛型エアコン 3.0馬力	7 台	
	床置型エアコン 5.0馬力	1 台	
(3) 640号建物	冷風機 冷房能力 4.4kw 程度	4 台	
	壁掛型エアコン 4.0馬力	1 台	
(4) 接続電気工事	壁掛型エアコン 5.0馬力	3 台	
		1 式	

5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、関係諸規則に基づき実施する。
 (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は官側担当者と調整し、その指示に従い実施すること。
 (3) 作業実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに官側担当者に報告するとともに、受注者の責任において補償及び復旧すること。
 (4) 作業実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については官側担当者と協議のうえ指示に従い実施すること。
 (5) 受注者は契約締結後、ただちに設置予定空調機の仕様書等を官側に提出するものとし、官側の承認を得た後に手配を実施するものとする。

(6) 受注者は、官側が指示する様式に従い必要書類を作成し、遅滞なく提出するものとする。

6 特記事項

(1) 空調機への電力供給

借上空調機用電力は既設建物の電源を使用するものとし、電力接続作業は受注者の負担で実施するものとする。

(2) 空調機設置方法

ア 室内機は別紙図面の位置に設置し、・脱落、転倒防止対策を行うこと。また室外機についても転倒防止対策を行うこと。

イ 壁掛型室内機等の設置・撤去に伴い発生した穴については、受注者側で補修を実施するものとし、補修方法については官側係員と調整するものとする。

ウ 冷媒管セットはテープ巻きとし、ドレン排水は一部を除き地面放流とすること。また、排水したものが通行の支障とならないよう配慮すること。

エ 室外機から室内機への配管をとおす際には、窓を開けて設置する等の対応が必要となるため、隙間をふさぐ窓パネルや、仮設の窓錠を用意し対応すること。

(3) 試験運転調整及び保守業務

受注者は、官側担当者立合いのもと空調機器設備及び関係機器等の運転試験を行うこと。また、受注者は、設置期間中に官側担当者から故障や不具合の連絡を受けた際には、速やかに対応すること。

(4) 事前調査

受注者は業務執行に先立ち現地の状況、その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握のうえ、業務を行わなければならない。

(5) その他

ア 機器設備・電気設備・付帯設備などの設置及び期間中の管理に伴う費用一切を契約金額にふくめること。ただし、空調機の使用電気料金については、官側が負担するため、契約金額には含まれない。

イ 設置及び撤去期間中は、部隊業務に支障が出ないよう細心の注意を払い、必要に応じて安全配慮のため養生設置や誘導員等の配置を行うなどの措置を実施すること。